

◎議長(青野隆一議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和4年9月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番 小関英子議員、7番 塩原末知子議員、8番 伊藤浩議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 奥山 格 議員 登壇〕

◎議会運営委員長(奥山 格 議員)

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果について、ご報告申し上げます。

去る8月17日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を8月24日午前10時から、市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

まず議案の審議についてであります。補正予算議案6案件については、開会初日に審議することといたしました。

決算議案7案件については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしました。なお、決算特別委員会における総括質疑は、申し合わせにより、議長及び決算特別委員長を除外し、1人30分の持ち時間を各会派及び会派に属さない議員の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から9月22日までの18日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、ご報告といたします。

◎議長(青野隆一議員)

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から9月22日までの18日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月22日までの18日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

命によりまして、ご報告申し上げます。

先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに関係書類がございますので、ご参照願います。

最初に、令和4年8月22日付けで、監査委員より議長あてに、8月に実施しました例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、令和4年8月19日付けで、市長から議長あてに、地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償について専決いたしました旨の報告がありました。その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、6月定例会以降今定例会までの、市議会事務処理状況並びに議員の派遣状況につきましては、議員の皆様方のお手元に配付いたしております議会事務処理報告書に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(青野隆一議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、認第1号「令和3年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定」から、日程第28、議第57号「人権擁護委員の推薦について」までの、25案件を一括上程いたします。

この際、市長より、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長(結城 裕 君)

提案理由の説明に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、本市の市政発展のため、日夜ご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝申し上げます。

さて、8月12日に就任し、本市の四大まつりの1つ

である「おばなざわ花笠まつり」を開催できるよう準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の市内での想定を上回る拡大を受けまして、やむを得ず中止となりました。3年ぶりの開催に、コロナ禍前とはいかないまでも、盛大に開催されることを期待されていた方も多くいらっしゃったかと思いますが、市民や観客の安全を考慮しての判断でありました。来年こそは、コロナ禍においても開催できる方法を模索し、市民の皆様と盛大に開催できることを期待しております。

それでは、今定例会に提案しました予算議案の概要について、説明申し上げます。

認第1号「令和3年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第7号「令和3年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの7案件については、議会の認定をお願いするものです。

なお、各会計の歳入歳出決算については、監査委員によって審査がなされ、別冊の決算審査意見書が提出されております。その内容については、後ほど、ご報告があると思いますが、決算の概要については会計管理者より説明いたします。

次に、補正予算について説明いたします。

議第40号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ10億1,686万5,000円を追加し、予算の総額を134億252万3,000円とするものです。

歳出の主なものについては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策第20弾として、配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金、プレミアム商品券発行事業補助金、観光施設の新型コロナウイルス感染防止対策事業を追加するほか、地方財政法第7条の規定に基づく、財政調整基金積立金、地域子育て支援拠点事業、環境衛生事業組合負担金、基幹集落センター指定避難所機能強化事業、除排雪経費、住宅リフォーム支援事業補助金、学校建設用地測量等業務委託料、公共土木施設災害復旧事業などを追加するものです。

歳入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、地域子育て支援拠点施設環境改善事業費補助金、地域消費喚起推進事業費補助金、中央診療所施設勘定繰入金、市債の基幹集落センター指定避難所機能強化事業などを追加し、普通交付税、繰越金により予算を調製するものです。

第2表、債務負担行為補正については、各施設の指定管理委託料について、6事項の債務負担行為を追加

するもので、学校建設用地測量等業務委託料については、令和4年度から令和5年度までの債務負担行為を追加するものです。

第3表、地方債補正については、基幹集落センター指定避難所機能強化事業を追加し、農業水路等長寿命化・防災減災事業ほか6件については、限度額を変更するものです。

議第41号「令和4年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ16万5,000円を追加し、予算の総額を19億978万9,000円とし、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,736万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億1,519万8,000円とするものです。

事業勘定の歳出については、国保事業報告システム改修業務委託料を追加し、歳入については、特別調整交付金を追加し、予算を調製するものです。

中央診療所施設勘定の歳出については、一般会計繰出金などを追加し、歳入については、市債の限度額を廃止し、繰越金により予算を調製するものです。

第2表、地方債補正については、中央診療所施設整備事業、中央診療所備品購入事業の限度額を廃止するものです。

議第42号「令和4年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ197万8,000円を追加し、予算の総額を2億5,289万6,000円とするものです。

歳出については、施設等修繕料、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金により予算を調製するものです。

議第43号「令和4年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ53万1,000円を追加し、予算の総額を108万5,000円とするものです。

歳出については、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金を追加して予算を調製するものです。

議第44号「令和4年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ188万2,000円を追加し、予算の総額を9,332万4,000円とするものです。

歳出については、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金を追加して予算を調製するものです。

議第45号「令和4年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,395万9,000円を追加し、予

算の総額を19億9,245万1,000円とするものです。

歳出については、居宅介護住宅改修費負担金、返納金、一般会計繰出金を追加し、歳入については、介護給付費交付金、繰越金などを追加して予算を調製するものです。

次に、一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第46号「尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、妊娠・出産・育児等と、仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則等の改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものです。

議第47号「尾花沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、妊娠・出産・育児等と、仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則等の改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものです。

議第48号「尾花沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、新市長就任に伴い、市長の給料を減額するため提案するものです。

議第49号「尾花沢市過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、租税特別措置法の一部改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものです。

議第50号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、地方税法等の一部改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものです。

議第51号「尾花沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、証明書等の交付手数料を改正するため提案するものです。

議第52号「尾花沢市運動公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、尾花沢市運動公園の一部施設の使用料を変更するものです。

議第53号「尾花沢市花笠高原施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、花笠高原施設等の使用料及び営業時間について見直すため提案するものです。

議第54号「尾花沢市徳良湖湖面利用施設設置及び管理に関する条例の設定について」ですが、徳良湖の湖面利用及び管理について定めるため提案するものです。

議第55号から議第57号「人権擁護委員の推薦について」ですが、人権擁護委員の任期満了に伴い、再任または新任となる委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるた

め提案するものです。

以上が、今定例会に提案いたしました議案の概要ですが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

次に、会計管理者より、各会計歳入歳出決算の概要説明を求めます。会計管理者。

◎会計管理者（有路玲子君）

命によりまして、「令和3年度尾花沢市歳入歳出決算書」の概要を説明します。

認第1号「令和3年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第7号「令和3年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの、各会計の歳入歳出決算の概要につきましては、歳入歳出決算書冊子1ページの令和3年度尾花沢市歳入歳出決算総括表及び、3ページからの各会計の歳入歳出決算書に基づきまして、説明を申し上げますので、ご参照をお願いします。

なお、各会計の歳入歳出額につきましては、決算書では円単位となっておりますが千円単位で、率につきましては小数点第1位にて、説明させていただきますので、ご了承をお願いします。

初めに、1ページ、2ページをお開き願います。令和3年度尾花沢市歳入歳出決算総括表について申し上げます。表下段、一般会計と特別会計を合わせた合計欄の予算現額199億1,438万4,000円に対し、歳入決算額は198億7,869万7,000円で、予算現額に対する割合は99.8%となります。また、歳出決算額は185億3,128万8,000円で、同様に93.1%の割合となります。この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、13億4,740万9,000円であります。

最初に、7ページ、8ページをお開き願います。認第1号の「令和3年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

表下段、歳入合計の予算現額148億530万5,000円に対し、収入済額は145億2,138万1,000円で、98.1%の収入率となります。不納欠損額は648万9,000円で、その内訳は、1款市税と21款諸収入であります。また、収入未済額は6億1,603万3,000円であります。その主なものについては、3ページから8ページの収入未済額欄をご覧ください。

1款の市税が6,136万9,000円、14款の使用料及び手数料が2,047万8,000円、15款の国庫支出金1億5,123

万1,000円、16款の県支出金958万8,000円、21款の諸収入1億2,757万3,000円、22款の市債2億4,500万円などがあります。

なお、これらには、繰越明許事業として翌年度に繰り越される事業の未収入特定財源が含まれております。

次に歳出についてであります。11ページ、12ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は135億4,485万4,000円で、予算現額に対し、91.5%の執行率となります。

令和4年度への繰越額は6億469万5,000円で、その主なものは、3款民生費が6,067万8,000円、6款農林水産業費が2億6,583万円、8款土木費1億7,263万円などがあります。

また、予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた不用額は、6億5,575万5,000円で、その主なものは、3款民生費1億8,304万4,000円、6款農林水産業費9,484万4,000円、11款災害復旧費2億784万9,000円です。この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、9億7,652万6,000円ですが、この中には、この冊子の288ページ、令和3年度尾花沢市一般会計実質収支に関する調書をお開き願います。288ページ、表中段の、繰越明許費繰越額が7,968万2,000円含まれておりますので、これを差し引いた実質収支額は8億9,684万5,000円となります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。戻りまして13ページ、14ページをお開き願います。認第2号の「令和3年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

まず、事業勘定についてであります。表下段、歳入合計の予算現額20億5,428万2,000円に対し、収入済額は22億6,586万9,000円で、110.3%の収入率となり、不納欠損額は813万7,000円、収入未済額は5,763万円です。

次の15、16ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は20億3,457万円で、予算現額に対し99.0%の執行率となります。不用額は1,971万1,000円です。この結果、17ページ、歳入歳出差引残額は2億3,129万9,000円となります。

次に18ページ、19ページをお開き願います。中央診療所施設勘定についてであります。表下段、歳入合計の予算現額4億425万円に対し、収入済額は4億2,210万7,000円で、104.4%の収入率となり、収入未済額は25万円です。

次の20、21ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は、3億7,074万7,000円で、予算現額

に対して91.7%の執行率となり、不用額は3,292万4,000円です。この結果、歳入歳出差引残額は5,136万円です。

次に22、23ページをお開き願います。認第3号の「令和3年度尾花沢市簡易水道特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

表下段、歳入合計の予算現額2億8,223万8,000円に対し、収入済額は2億8,155万円で、99.8%の収入率となり、収入未済額は703万円です。

次の24、25ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は2億7,676万4,000円で、予算現額に対し98.1%の執行率となり、不用額は196万5,000円です。この結果、歳入歳出差引残額は、478万6,000円です。

次に26ページ、27ページをお開きください。認第4号の「令和3年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額152万1,000円に対し、収入済額は189万2,000円で、124.4%の収入率となり、収入未済額は305万6,000円です。

次の28、29ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は136万円で、予算現額に対し89.4%の執行率となり、不用額は16万円です。この結果、歳入歳出差引残額は53万2,000円となります。

次に30ページ、31ページをお開き願います。認第5号の「令和3年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額8,886万9,000円に対し、収入済額は8,885万2,000円で、100.0%の収入率となり、不納欠損額は3万5,000円、収入未済額は186万円です。

次の32、33ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は、8,614万8,000円で、予算現額に対し96.9%の執行率となり、不用額は119万9,000円です。この結果、歳入歳出差引残額は270万3,000円となります。

次に34ページ、35ページをお開き願います。認第6号の「令和3年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額20億6,225万円に対し、収入済額は20億7,330万8,000円で、100.5%の収入率となり、不納欠損額は72万1,000円、収入未済額は383万9,000円です。

次の36、37ページをお開き願います。表下段、歳出合計の支出済額は20億390万円で、予算現額に対し97.2%の執行率となり、不用額は5,834万9,000円です。この結果、歳入歳出差引残額は、6,940万

7,000円となります。

次に38ページ、39ページをお開きください。認第7号の「令和3年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額2億1,566万9,000円に対し、収入済額は2億2,373万5,000円で103.7%の収入率となり、不納欠損額は4万3,000円、収入未済額は44万円3,000円であります。

次の40、41ページをお開き願います。歳出合計の支出済額は2億1,294万円で、予算現額に対し98.7%の執行率となり、不用額は272万8,000円であります。この結果、歳入歳出差引残額は1,079万4,000円となります。

次に、基金の主な状況についてであります。冊子の302ページ、303ページをお開き願います。

302ページ、4基金の(2)尾花沢市財政調整基金が、決算年度中に1億5,366万1,000円増となり、年度末現在高は7億5,980万8,000円になっております。

また、304ページ(14)雪とスイカと花笠のまちふるさと尾花沢応援基金が1億8,212万2,000円増の8億1,257万4,000円となっております。

なお、令和3年度決算における、普通会計の主な財政指標につきましては、別冊の主要な施策の成果と予算執行の実績報告書の2ページ上段の表に記載してございますのでご参照願います。

以上が、地方自治法に基づきました令和3年度一般会計及び各特別会計の決算調製の概要であります。このほか、詳細につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を添付いたしておりますので、これらをご参照の上、ご審議くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。以上であります。

◎議長(青野隆一議員)

次に、監査委員より、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに財政健全化・経営健全化に関する審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。監査委員。

〔監査委員 小林秀也 君 登壇〕

◎監査委員(小林秀也君)

おはようございます。よろしくお願いたします。それでは、私のほうからご報告を申し上げます。

令和3年度決算審査監査は、監査委員2名で審査を行い、意見が一致いたしましたので、監査委員を代表して、私から経過と結果についてご報告を申し上げます。

審査意見書1ページをお開き願います。審査の対象であります。令和3年度尾花沢市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標について、審査を行いました。

初めに、令和3年度尾花沢市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況について申し上げます。

審査の期間については、令和4年7月5日から8月4日まで実施いたしました。

次に審査の方法であります。令和4年7月4日付をもって市長より審査に付された当該決算書等について、関係書類と照合するとともに、関係職員より説明を聴取するなど、例月出納検査、定例監査の結果を参考にして、法令その他の関係する規定にしたがって処理されているかを、予算の執行が適正であるか、また計数が正確であるかを主眼に審査を行いました。

次に審査の結果について申し上げます。審査に付された各会計の歳入歳出決算及び関係書類は、関係法令に準拠し処理されており、歳入歳出その他証書類を照合した結果、計数は正確でありました。

なお、予算の執行及び財産管理についても、適正であると認めるところです。

また、各基金は、それぞれ設置の目的に沿って運用され、かつ計数は正確であり、適正と認められました。

次に、審査の詳細な意見及び各項目ごとの分析結果について申し上げます。

審査意見書2ページ、3ページをお開き願います。

まず、令和3年度の一般会計と特別会計を合わせた総額ですが、歳入が198億7,869万8,000円、歳出が185億3,128万8,000円となり、前年度に比べ歳入で13億2,370万9,000円の減、歳出で14億542万5,000円の減となりました。歳入歳出差引残額13億4,740万9,000円から、翌年度へ繰り越すべき財源8,208万9,000円を差し引いた実質収支額は、12億6,532万円となり、そこから前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、1億3,419万2,000円の黒字となっております。

次に、一般会計について申し上げます。

一般会計の歳入は、前年度に比べ13億5,577万9,000円の減、歳出で14億3,326万円の減となり、実質収支額は8億9,684万5,000円となっております。歳入について前年度と比較しますと、自主財源では、ふるさと尾花沢応援寄附金が大幅に増加したものの、市税と繰

入金が減少しております。依存財源では、地方交付税が増加しておりますが、特別定額給付金の皆減により国庫支出金が大幅に減少しております。これにより、歳入総額に占める自主財源の割合は、33%となり、前年度に比べ1.1ポイント減少しております。

次に、歳出決算額を普通会計性質別経費に分類し、前年度と比較しますと、義務的経費は新型コロナウイルス関連給付金を含む扶助費の増加により2億8,986万8,000円の増、投資的経費は、新庁舎建設外構2期工事、小中学校GIGAスクール事業の完成などにより1億6,373万6,000円の減となっております。

その他の経費は、特別定額給付金がなくなったため15億6,599万円と大幅な減少となっております。

この結果、各性質別経費の構成比は、義務的経費が37.5%、投資的経費が8.9%、その他の経費が53.6%となっております。

なお、特徴的な支出項目としましては、新型コロナウイルス感染症対策事業をはじめ、議会のタブレット導入、公共交通再編事業、証明書のコンビニ交付システムサービス業務、徳良湖周辺施設整備事業、豪雪による除排雪等業務、都市計画マスタープラン策定業務、オリンピック関連事業関係などとなっております。

次に、普通会計における財政指標についてですが、経常支出比率については、87.7%で前年度より5.1ポイント改善しておりますが、財政力指数は0.29で、0.01ポイント減少しております。実質公債費比率は、新庁舎建設の元金償還が始まった影響などから0.2ポイント上昇し7.1%となっております。

また、市債の当該年度末残高は、122億2,068万2,000円で、前年度に比べ3億758万4,000円減少しております。

次に、特別会計について申し上げます。

歳入総額は53億5,731万7,000円、歳出総額は49億8,643万4,000円で、前年度に比べ、歳入は3,207万円増加し、歳出も2,783万4,000円の増となっております。

また、一般会計から繰入金総額が8億4,733万9,000円で、前年度に比べ2,332万4,000円増加しております。

次に、収納率、不納欠損額、収入未済額について申し上げます。

収納率は、市税が95.99%で、前年度より0.31ポイント上昇し、国民健康保険税が86.52%で0.86ポイント上昇しております。

また、一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額は、1,542万8,000円で、市税、国保税合わせて、前年度より565万2,000円減少しております。一般会計と特別会

計を合わせた収入未済額は1億5,604万6,000円で、前年度より1,660万8,000円減少しております。このうち、市税分は6,137万円で、国民健康保険税分は5,662万6,000円となっております。

また、税外収入未済額は2,328万9,000円で、主なものは、市営住宅使用料で、前年度より増加しております。

令和元年度の収入未済額と比較しても4,571万円減少しており、これはコンビニ収納などによる納付環境の整備や、令和2年度から全庁的に取り組まれた未収金対策の成果であると、高く評価するものであります。一方で、現年度の未収金増加の取り組みが困難な債権もあることから、引き続き、収納対策本部と連携し、粘り強く自主財源の確保に努めていただきますようお願いを申し上げます。

積立基金について申し上げます。

令和3年度、基金合計額は、31億4,302万5,000円で、前年度より4億6,753万7,000円増加しており、その主な要因は、ふるさと尾花沢応援基金、財政調整基金、減債基金がそれぞれ増加したためであります。各基金とも、今後の予定されている重要事業の財源として、有効活用できるよう計画的な基金の運営をお願いを申し上げます。

令和3年度は、第7次総合振興計画の初年度にあたり、さらに都市計画マスタープランと環境基本計画が策定されるなど、新たな将来像の実現に向けて、各事業がスタートしております。令和4年2月に市内小学校を1校に統合する方針が示され、新たな小学校開校に向けた準備も進められております。

また、新型コロナウイルス感染症についても、ワクチン接種事業をはじめ、さまざまな対策が積極的に行われております。

これらの状況から令和3年度の財政指標は、実質公債比率が0.2ポイント上昇しておりますが、市債の現在高の減少及び積立基金の増加により、経常収支比率、将来負担比率が改善されており、健全な数値と判断いたしております。当局の努力に対し高く評価をいたします。

一方で、本市財源は、自主財源が3割ほどで、地方交付税、国県の支出金に大きく依存しているため、国の動向に左右されやすく、学園構想など重要事業に向けた財政運営は、今後ますます厳しくなることが予想されます。今後とも、市債管理と基金の積み立てを計画的に実行され、さらに、事務事業の見直し検討を重ね、歳出削減に努めながら持続可能なまちづくりを市

民と共に推進されるよう期待するものであります。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標の審査について申し上げます。

財政健全化経営健全化審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の期間であります、令和4年8月2日から4日まで実施いたしました。

審査の概要であります、この財政健全化審査は、市長より審査に付された、令和3年度尾花沢市財政健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係書類と照合するとともに、関係職員より説明を聴取しながら審査を実施いたしました。その審査の結果について申し上げます。

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、早期健全化基準と比較し、これを大きく下回り、それぞれ黒字となっております。

また、実質公債費比率は7.1%で、0.2ポイント上昇しているものの、将来負担比率については55.2%で16.5ポイント改善しております。

このように、財政健全化判断比率は、健全であると判断されますが、引き続き財政の安定化を図られるよう要望いたします。

次に、農業集落排水事業特別会計及び簡易水道特別会計の経営健全化審査について申し上げます。

財政健全化法の公営企業会計に該当する特別会計の資金不足比率について審査を行いました、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上が審査の経過と結果であります。

終わりに、令和3年度決算審査において、長期間にわたり、市当局のご協力をいただき、本定例会にご報告を申し上げる運びとなりました。ここに、衷心より御礼を申し上げ、審査の報告といたします。どうもありがとうございました。

◎議長(青野隆一議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第29、議第40号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)」から、日程第34、議第45号「令和4年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算(第2号)」までの6案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、

委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

ご異議なしと認めます。よって、6案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第29、議第40号「令和4年度尾花沢市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。伊藤浩議員。

◎8番(伊藤浩議員)

それではですね、私のほうから補正予算書22ページ、23ページでございます。学校建設用地測量等業務委託料1,140万円について、以下の3点お伺いをしたいと思います。

まず前にいただきました、小学校建設用地取得に関するスケジュールの案でございますが、こちらを見ますと、10月までに建設場所が選定されるという予定になっております。今まで学校建設検討委員会や、庁内のプロジェクトチームでいろいろな組織の中で進めてきたわけでございますが、これは最終的に、この建設場所を決定するのはどこなのか、お伺いをいたします。

2点目でございますが、この1,140万円のほかに、予算書の6ページ、債務負担行為補正でも3,800万円の設定がされております。この建設用地ですね、今数ヵ所上がっているわけでございますけれども、この測量設計については、この今、候補地となっているところ全てを行うのかどうかお伺いいたします。

3点目でございます。スケジュール表では、11月、10月まで用地が決まりまして、11月になりますと、現地の測量調査、あるいは地質の調査や、そのほかにも、農申除外や農地転用、法規制の解除手続き業務、いろいろな部分がスタートする予定となっております。こういう建設に関わる業務が増えるにしたがい、この市の庁舎建設の時もそうございましたが、それを超える事務量が発生するのではないかなと推測をしているところでございます。これに伴いまして、来年度以降、課制条例の改正を行って、学校建設課というような課を新設すべきではないかと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。以上3点お伺いします。

◎議長(青野隆一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

それでは今、伊藤議員のほうからは3点ほど、ご質問をいただきました。建設場所の選定について、いつ

決定するのかという、まず1点目のご質問ですが、現在、検討委員会のほうで、5カ所候補地ございますが、この中から最終的な候補地を選定していくための選定指針について、ご議論をいただいたところがございます。この指針に基づいて、今後検討委員会の中で、各候補地について評価を行いまして、10月中に最終的な場所については決定していきたいというふうに考えております。その検討委員会からの最終的な候補地を選定していただいて、これについて教育委員会のほうに提言を出していただくと。その後、総合教育会議のほうに報告を行いまして、その中でご意見を踏まえまして、最終的には学校設置者である市長の判断をもって、最終的な場所については決定していくという流れになります。

次に、今回の補正予算のほうで上程いたしました学校建設用地測量等業務委託料についてでありますけれども、場所の決定が10月というようなこともありまして、その後の発注になりますので、降雪期を迎える関係から令和4年度、令和5年度の2カ年の債務負担行為で予算のほうを上程させていただいたところでありまして、今年度については1,140万円というふうなことで、測量の箇所については、最終的に5カ所から1カ所に決定した上で、その1カ所について測量を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

先ほどご質問いただきました、いわゆる事務手続き上の組織ということですが、事務量かなり多くなるというふうには思いますが、どういう形で対応していけばいいのか、そこら辺も含めてですね、今後検討していきたい、このように考えております。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

伊藤浩議員。

◎8番（伊藤浩議員）

明確な答弁ありがとうございました。3点目、市長から今お話がありました、本当にこれ職員の皆さん、大変な業務かなと思います。ぜひ市を挙げて、皆さんで協力しながら取り組んでいただいて、令和9年には新しい尾花沢の校舎、小学校が建設されるというような方向にぜひ導いていただきたいという願いをしたいと思います。以上になります。

◎議長（青野隆一議員）

ほかにご質疑ございませんか。鈴木由美子議員。

◎13番（鈴木由美子議員）

私からは、尾花沢市一般会計特別会計補正予算書の21ページの、商工業振興費負担金補助及び交付金のうちの、プレミアム商品券発行事業についてお伺いしたいと思います。こちらですけれども、今回の1,615万円に既決予算500万円をプラスして、今回は2,115万円で事業を行うとお聞きしました。今回は購入の対象者を、市内へ勤務、通学している方にも広げて、尾花沢市の店舗の顧客拡大につなげていくというお考えは理解いたしました。しかし、このプレミアム商品券を、まだまだご利用いただいていない市民の方も多くいらっしゃいます。今後も販売方法をこのような、毎回同じような形で行うものでしょうか。お聞きしたいと思います。

◎議長（青野隆一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（間宮康介君）

お答えいたします。これまでの販売方法というのは、市報に応募券、申込書、申込券を同封いたしまして、ご希望者が応募していただくという形をとってございました。これまで、その前につきましては、やっぱり早い者勝ちというような形で、並んでいただくような販売方法をとっておりましたが、やはりその今、世帯に配布するような方式をとってから、各平等に皆さんに配付できるような販売方法になっているかと思いません。関係する商工会、あとは商店街協同組合のほうでも、いろいろと毎年販売方法を議論しておりますが、今の方法に落ち着いているところが現状でございます。以上でございます。

◎議長（青野隆一議員）

鈴木由美子議員。

◎13番（鈴木由美子議員）

今回新たな取り組みというのは、前進されているかなと思うところではありますが、まだまだ、まとまった金額で買えないという市民の方のお声もお聞きします。この事業を長く続けていращるわけなんですけれども、恩恵を受けられる方、市民とか、お店が固定されてきてはいないだろうかということも心配されます。この事業はなくしてはいけないものだと思っておりますが、全市民が恩恵を受けられて、そして市内の店舗の良さ、そしてお店のほうとしては、尾花沢市民の顧客拡大をさらに広げていくためにですね、あの他の市町村の例でございますが、大石田町や村山市のように少額ではあります全市民に配布する形、こういう形を、新たなプレミアムの補助の部分で増額してでも、何回かに1回は新しい方法でやっていただきたいと思

いますが、いかがでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

お答えいたします。全市民に、例えば村山市であれば2,000円の商品券を全市民にというようなことをやっていたかと、こちら燃料高騰の折にやられた内容かと思っております。この元気おばね商品券につきましては、今回もお願いしているのが第28弾ということで、だいぶ長くやっているんですけども、まず今、全員に配布するような定額給付金のような方法にやるということについても、いろいろこれから検討していかねばならないことかとは思っています。ただ今回につきましては、この元気おばね商品券という形でやらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木由美子議員。

◎13番(鈴木由美子議員)

今後の進展に期待するところでございます。今回は、新しく結城市長様も誕生されておりますので、多方面から、いろいろと今までの実績を検証、検討を重ねていただきまして、さらに新しい方法で新たなやり方を進めていただきたいと思います。市長いかがでしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

ご質問ありがとうございます。今当局のほうから回答させていただいたということで、とりあえず今後どういう形が一番、いわゆる市民の皆さん全体にですね、恩恵を受けられるような形がいいのか。そういう点も踏まえて、いろんな形を検討しながら、十分財政当局とも調整しながら進めていきたい、そのように考えているところであります。ありがとうございます。

◎議長(青野隆一議員)

ほかにご質問ございませんか。鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

16ページ、17ページの2款1項10目の路線バス運行費についてお尋ねしたいと思います。12節役務費から19節扶助費まで、増額補正をした理由について説明をお願いしたいと思います。

◎議長(青野隆一議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(永沢八重子君)

2款1項10目路線バス運行費につきましては、11月

末をもちましてパレットスクエアが閉鎖の予定となっておりますので、それに伴いまして、現在指定使用しております尾花沢待合所に代わる仮設の待合所を設置するための補正予算となっております。それが役務費、委託料、使用料の部分でございます。あと、18節の路線バス運行維持費負担金につきましては、北村山公立病院線の運行維持費にかかります負担金となっております。19節の扶助費につきましては、今現在、おぼくるの対象地域の方につきましては、路線バスに代わるものとしたしまして、運転免許を持たない方について、タクシー券の扶助という形をとっておりますが、さまざまな市民からの意見をお聞きする上で、冬期間だけ運転をちょっと怖くてできないというようなご意見がありまして、ぜひその方についても、対象を拡大していただけないかというご意見がございましたので、冬期間の安心安全な生活のために、冬期間だけ運転しない方についても、タクシーの助成を行うという形で増額をさせていただいているものでございます。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

12節委託料で、仮設の待合所を作るというのは初めて今お聞きしたんですけども、バスの待合所は寒くないように、そしてトイレへに行きたくなくとも思いますので、トイレなども設置する予定でしょうか。

◎議長(青野隆一議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(永沢八重子君)

トイレにつきましては、近隣の事業者の方にお願ひをしまして、使用させていただきたいと思っております。その使用料を計上させていただいております。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

バス利用者が不便にならないようにぜひお願ひしたいと思っております。パレットスクエアについてはいろんな議論が今後出てくると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上で終わります。

◎議長(青野隆一議員)

ほかにご質問ございませんか。菅野修一議員。

◎1番(菅野修一議員)

それでは私のほうからは、7款1項3目観光費についてでございます。基幹集落センターの指定避難所機能強化事業というようなことで、5,055万2,000円が盛

り込まれております。この基幹集落センター、指定避難所というようなことでもありますが、このたび子どもたちの遊び場というようなことも含まれているというふうなことで、室内遊び場というふうなことも含まれております。それで以前、私説明を聞いた中で、この対象ですね、親子で来た場合の対象する子どもたち。しっかりとした明確なそこで遊ぶ対象の子どもたちの年齢というようなこと、ちょっと制限したような形に受け取られたんですけど、その点について改めてお伺いしたいと思います。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

お答えいたします。基幹集落センターにつきましては、徳良湖マスタープランにおきまして、中期的な整備計画の中で、雨天でも子どもたちが伸び伸び遊ぶことができるようにというようなことで、準備していきたいと考えてございます。こちらは指定避難所というふうになっていることも含め、そこを使う方が安心して使えるようにというふうな中身になってございます。今ご質問にございました対象年齢につきましては、今のところ就学時前を想定してございます。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

菅野修一議員。

◎1番(菅野修一議員)

対象が就学児前というようなことになると、やはり徳良湖周辺に遊びに来ている親子連れの子どもたち、それには就学児前の児童もいるでしょうし、また小学校低学年の人もいるかもしれません。そういう時に、ぜひ中で遊びたいんだけどというようなことで来ますと、そこで就学児だからちょっと遠慮してくれというようなことでは、あってはならないのではないかなど。この辺の工夫と申しますか、遊び場がそんなに広くはないし、そして子どもたち、小さな子どもたちと一緒にこの遊んだ挙句ケガとか、あるいはそういうふうなことをされてはというような配慮があつてのことだと思いますけれども、その点についてちょっと明確にお願いしたいなと思います。

◎議長(青野隆一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(間宮康介君)

お答えいたします。今議員仰るとおり、幼児と小学生の遊ぶレベルというものは確かに違うと思います。ですのでケガをされてはいけないというようなことは

もちろん念頭に置いてこの幼児、就学時前のという年齢もありました。しかしながら、小学校の低学年の方が使用できないというふうなことにもならないようになちよつと使い方、多目的ホールとそのほかの部屋等もございませし、さまざまになちよつと活用方法も含めながら考えさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

◎議長(青野隆一議員)

ほかにご質疑ございませんか。鈴木清議員。

◎10番(鈴木清議員)

18ページ、19ページの3款2項4目の子育て支援対策費についてお尋ねしたいと思ひます。パレットスクエアの子育て支援センターが、おもだか保育園に移転になるということで、おもだか保育園の0歳児、1歳児の部屋を使うわけですけども、それによって0歳児、1歳児の部屋が2歳児以降の部屋に移るようであります。0歳児、1歳児の保育室というのは、基準が面積が厳密に規定されておまして、それを十分満たしている広さであるのかどうか。それから0歳児と1歳児では、だいぶ危険度が違ひまして、別に分けないといけないうのが保育園を選ぶ常識となっているんですけども、基準を満たしているか、別々の部屋であるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

◎議長(青野隆一議員)

福祉課長。

◎福祉課長(吉野真広君)

お答えいたします。今回のパレットスクエアからの移転についてご質問かと思ひますけれども、おもだか保育園のほうの移設については、0歳児から1歳児のほうの広さについては基準を満たしております。子育て支援センターにつきましては、保育所等の児童福祉施設としまして、小児科医院の医療施設などの子育て親子が集う場所として適切か等とか、あとはおおむね10組の子育て世帯が一緒に介しても、差し支えのない広さというふうになっておりますので、そこら辺のことも慎重に考えながら、この基準を満たしているというふうに理解しております。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木議員に申し上げます。質問は1人3回ということで、項目じゃなくて、3回ということになっておりますので、4回目ということでは許可できませんので、よろしくお願ひいたします。

ほかにご質疑ございませんか。星川薫議員。

◎2番(星川薫議員)

補正予算書20ページ、21ページ、7款1項3目17節

ですね、備品購入費について内訳を教えてください。

◎議長（青野隆一議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（間宮康介君）

お答えいたします。新型コロナ対策も含めまして、各徳良湖周辺、花笠高原、徳良湖の温泉、入り口のほうに非接触型の検温器の購入を検討してございます。

また、花笠高原スキー場、オープンしてから30年ほど経ちますけれども、レストランの厨房機器、だいぶ古くなってきておりまして、もう使えない製氷機ですとか、冷蔵庫の更新をかけていきたいと思ってございます。また同様にスキー場のスノーモービル今2台ございますけれども、こちらの片方ちょっと動かなくなっておりまして、冬前にパトロール等も含めまして、このスノーモービルを一応1台更新をかけていきたい。また同様に30年経っている除雪機、こちらについても更新をかけていきたいと思ってございます。以上でございます。

◎議長（青野隆一議員）

星川薫議員。

◎2番（星川薫議員）

説明ありがとうございます。30年以上経過しているというご説明でありました。やはりこれ補正予算で上げたらいいか、当初予算で上げたらいいかで悩む部分であると思うんですが、やっぱりどうしてもスキー場、3月いっぱいまでですので、なかなか当初予算には上げられないのかなというふうに感じているところでございます。これからでもですね、やっぱり運営しやすい、使いやすいようにこれからも工夫していただきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

ほかにご質疑ございませんか。

1議案について1議員3回ということでの、これまでの申し合わせになっておりまして、会議規則になっておりまして、項目じゃなくて、1回、3回ということですので、伊藤議員につきましても3回質問がされておりますので、これ以上の質疑はご遠慮いただきたいというふうに思います。

奥山格議員。

◎12番（奥山格議員）

それでは私、10款の教育費の学校建設用地測量等業務委託料についてお尋ねいたします。面積が8町歩ぐらいということで、広大になるわけなんですけれども、小学校、中学校の統合の時期が、当初は小学校、その後には中学校ということで、建設時期が中学校の場合は

遅くなるわけでありまして。これについて土地を取得するにあたって、全て一括して取得したほうがいいのか、それともまず小学校の用地を取得するというふうな形で考えたほうがいいのかということで、思うわけなんですけれども、その辺についてどのように考えておられるか。また同時に、保育園の場所ということも考えると、それも含まれるわけです。それについてもお尋ねしたいと思います。

あとですね、いわゆる学校施設というのはやはり校舎と屋内体育館と、あとはグラウンドと施設があるわけですね。これの配置を考えますと、最初に大きな土地を求めても、中学校の配置も考えますと、うまくその土地を配置できるのかどうか。小学校、中学校、また保育園ということを考えますと、いろんな日陰になる問題とかいろいろありますので、その辺のところ非常に難しい問題が、並べ方ということで出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、そのようなことについて、今その配置なんかを考えておられるのかどうか。その辺についてお尋ねしたいと思います。

あとは用地取得に関しては、まだまだあれかと思っておりますけれども、どれぐらいの概算で考えておられるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

◎議長（青野隆一議員）

こども教育課長。

◎こども教育課長（坂木良一君）

今、奥山議員よりご質問いただきましたけれども、まずあの土地の購入に関してのご質問ですが、今回の調査については、建設用地が決まり次第その全体の面積について調査を行っていく考えであります。現時点では7ha程度というように考えておりますけれども、その面積について調査を行っていききたいというふうに考えております。ただ購入に関しては、まだどのような形で購入というのは現時点では決まっておりませんので、今後購入方法については検討して進めていきたいというふうに考えております。

また、配置についてのご質問ですが、これについても、用地の全体的な測量等の調査を行った上で、小学校、中学校について、どのように配置するかについては、調査を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

また、用地の概算の予算についても、現時点ではまだはっきりとした金額については出せない状況でありますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

よろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分
再開 午前11時31分

◎議長（青野隆一議員）

再開いたします。

先ほど議長のほうから1議案について、1議員3回までの質問ということで、申し上げさせていただきました。私の計算間違いで伊藤議員につきましては2回でございましたので、もう1回ご質疑あれば可能でございますので、訂正してお詫び申し上げます。伊藤浩議員。

◎8番（伊藤浩議員）

補正予算書の18、19ページでございます。6款1項3目、農業振興費で新規就農者育成総合対策事業費補助金335万7,000円が計上されておりますが、この詳細についてお伺いをしたいと思います。

◎議長（青野隆一議員）

農林課長。

◎農林課長（岸栄樹君）

19ページに記載あります、6款1項3目、農業振興費の新規就農者育成総合対策事業費補助金についてご説明をさせていただきます。こちらの事業につきましては国庫事業でありまして、新規就農者の経営発展支援という項目で、今回支援をさせていただくということで、農業者個人の方が初期投資で機器を購入する支援策になってございます。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

これで3回目ということでございますので、以上で終結させていただきます。

ほかにご質疑ございませんか。菅野修一議員。

◎1番（菅野修一議員）

それでは21ページの6款1項5目、農地費でございます。14節の工事請負費1,000万円。それからページ25ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費、14節、工事請負費400万円の箇所について詳しくご説明願いたいと思います。

◎議長（青野隆一議員）

農林課長。

◎農林課長（岸栄樹君）

まず21ページの農地費のうち14節、工事請負費1,000万円についてご説明をさせていただきたいと思っております。こちらのほうは農林補助事業でありまして、最上川から揚水しております施設の老朽化に伴いまして、更新作業が必要ということで、農業水路等長寿命化防災減災事業を活用して、その更新作業にあたる工事をさせていただきます。当初で4,200万円ほど工事費のほうありましたけれども、その後、社会情勢の変化に伴いまして、さらに1,000万円の上乗せがないと目的を達成できる工事が完了できないということで、今回1,000万円の補正をお願いしたところでございます。以上です。

て、更新作業が必要ということで、農業水路等長寿命化防災減災事業を活用して、その更新作業にあたる工事をさせていただきます。当初で4,200万円ほど工事費のほうありましたけれども、その後、社会情勢の変化に伴いまして、さらに1,000万円の上乗せがないと目的を達成できる工事が完了できないということで、今回1,000万円の補正をお願いしたところでございます。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

建設課長。

◎建設課長（齊藤孝行君）

私のほうから、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費の工事請負費400万円の補正の内容であります。こちらについては、被災した公共土木施設の復旧のための単独費の工事請負費になります。既設の予算としまして500万円ありました。そちらのほうは、今まで小規模な災害のほう発生しておりまして、今の段階で執行済みで400万円であります。今後台風等の状況もありますので、今後の単独債、道路及び河川の小規模な災害復旧をするために、今回400万円補正というふうな形でさせていただいております。以上です。

◎議長（青野隆一議員）

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第40号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第30、議第41号「令和4年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題いたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第41号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第31、議第42号「令和4年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第42号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第42号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第32、議第43号「令和4年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第43号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第43号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第33、議第44号「令和4年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第44号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第44号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第34、議第45号「令和4年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第45号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第45号は、原案のとおり決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第35、令和4年度請願第4号「市道Ⅲ-287号線道路改良に関する請願」及び、日程第36、令和4年請願第5号「私立保育施設の維持運営に関する請願」の2案件を一括上程いたします。

ただ今、上程いたしました請願2案件につきましては、皆様方のお手元に配付しております。請願・陳情文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の会議の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労様ございました。

散会 午前11時41分